

本宮市農業委員会 令和元年10月総会 議事録

1. 開催日時 令和元年10月23日(木) 午後1時30分

2. 開催場所 本宮市役所 3階 大会議室

3. 出席委員

農業委員会委員

1 番 渡邊 謙輔	2 番 遠藤 政幸	3 番 國分 政利
4 番 伊藤 隆一	5 番 石橋 廣基	6 番 三瓶 和彦
7 番 渡邊 善幸	8 番 三瓶 修藏	9 番 渡辺 喜一

農地利用最適化推進委員

1 番 國分 隆一	2 番 川名 和弘	3 番 遠藤 栄太郎
4 番 國分 政彦	5 番 遠藤 俊雄	6 番 阿部 修司
7 番 佐藤 一徳	8 番 遠藤 正任	9 番 國分 保
10 番 大内 俊之	11 番 佐々木 清忠	12 番 佐藤 博衛

4. 欠席委員 農業委員 6 番 三瓶 和彦委員
 推進委員 2 番 川名 和弘委員
 推進委員 8 番 遠藤 正任委員

5. 遅参委員

6. 職員 事務局長 三瓶 隆

7. 書記 農地係長 伊藤 晋平

事務局長	定例会開催前に、今月 12 日か 13 日未明にかけて、本市を直撃した台風 19 号で被災し、亡くなられた方々に黙とうをささげたいと思います。 委員の皆さん、ご起立ください。 黙とう(1 分間) お直りください。それでは
事務局長	ただ今から、本宮市農業委員会 10 月定例会を開会いたします。欠席の通告は、農業委員 6 番 三瓶和彦委員 推進委員 2 番 川名和弘委員 推進委員 8 番 遠藤正任委員であります。 それでは、開会を会長職務代理者より申し上げます。
会長職務代理者	ただ今から、本宮市農業委員会 10 月定例会を開会いたします。 時節の事柄
事務局長	続きまして、会長よりあいさつを申し上げます。
会長 渡辺喜一	時節の事柄
事務局長	これより先は、本宮市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、会長が議長を務め、議事を進行いたします。
会長 渡辺喜一	出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。次に議事録署名委員を指名します。農業委員 5 番 石橋廣基委員 農業委員 7 番 渡邊善幸委員を指名いたします。次に会期の決定ですが、本日限りとしてご異議ございませんか。

	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、会期を本日限りといたします。日程に従いまして、5. 報告「農地転用現地調査委員会報告について」報告を行います。農地転用現地調査委員長の報告を求めます。
	(3 番 國分 政利 委員)
農地転用調査委員長	<p>調査委員長に選任されました、國分正利です。今回は、渡邊善幸委員、國分政彦委員、國分保委員で調査を実施しました。</p> <p>去る10月10日(木)、午後1時30分より、事務局からの説明後、申請人等の立会いのもと7件の現地を調査いたしました。</p> <p>最初に、議案第53号「農地の転用のための権利移動制限について」ですが、農地法第5条第1項の規定に基づくもので、「一般住宅敷地が1件」、「資材置場敷地が1件」、「宅地分譲敷地が、2区画分と7区画分の申請が2件」、「駐車場敷地が1件」、さらには、「太陽光発電設備敷地の転用が1件」です。</p> <p>いずれの申請地も土砂等の流出並びに周辺農地へ及ぼす影響はないことを確認いたしました。</p> <p>次に、議案第54号「現況確認証明願いについて」ですが、件番1から件番3は、隣接している箇所です、すでに山林化しており耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>よって、今回の申請地番の許可は適当であると判断しました。</p> <p>以上、現地調査委員会の報告といたします。</p>
会長 渡辺喜一	続いて、報告第8号「農地法第18条第6項の規定による届出に対する報告について」、さらに、9月定例会での許可についての報告を事務局より報告いたさせます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	① 報告第8号「農地法第18条第6項の規定による届出に対する報告について」
事務局長	② 9月定例会許可分は、9月25日付で、許可指令証を交付いたしました。
会長 渡辺喜一	報告事項でありますので、質疑は行わないことといたします。それでは日程に従い、6. 付議事件議案の審議を行います。
会長 渡辺喜一	<p>議案第51号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第1項の規定に基づく議案を上程します。</p> <p>最初に、件番1について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願い致します。
石橋廣基委員	<p>議案第51号 件番1について、10月14日に現地調査及び申請内容の確認を國分保委員と致しました。</p> <p>件番1については、当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容</p>

	<p>を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。</p> <p>以上の結果を踏まえ、件番 1 につきましては、許可適当と判断いたしました。</p> <p>現地調査の報告と致します。</p>
会長 渡辺喜一	<p>続いて、現地調査に同行しました國分保委員から報告することはありますか。</p>
	(なし)
会長 渡辺喜一	<p>それでは、議案に対する質疑を行います。</p>
	(質疑)
会長 渡辺喜一	<p>質疑を打ち切るに異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、採決を行います。</p> <p>議案第 51 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、議案第 51 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに決定いたしました。</p>
会長 渡辺喜一	<p>次に、議案第 52 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく議案を上程いたします。</p> <p>最初に、件番 1 について事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	<p>議案に対する質疑を行います。</p>
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	<p>質疑を打ち切るに異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、採決を行います。</p>
会長 渡辺喜一	<p>議案第 52 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく「事業計画の変更」、件番 1 は許可することに異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、議案第 52 号農地法第 1 項の規定に基づく、「事業計画の変更」、件番 1 は許可することに決定いたしました。</p>
会長 渡辺喜一	<p>次に、議案第 53 号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第 5 条第 1 項に基づく議案を上程いたします。</p> <p>最初に、件番 1 について事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	<p>議案に対する質疑を行います。</p>

	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 53 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 53 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 2 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 53 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 53 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 3 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 53 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 53 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 4 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長

事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 53 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 53 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 5 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 53 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 5 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 53 号農地法第 5 条第 1 項に基づく、件番 5 は許可することに決定いたしました。 次に件番 6 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 53 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 6 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 53 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 6 は許可することに決定いたしました。 次に議案第 54 号「現況確認証明願いについて」を上程します。

	最初に、件番 1 から件番 3 は、所有者が異なりますが、連担する隣接する農地でもありますので、一括して上程することに異議ありませんか
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	それでは、異議なしと認め、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 54 号「現況確認証明願いについて」の件番 1 から件番 3 を一括して非農地である証明を承認することで異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、件番 1 から件番 3 は、非農地である証明を承認することで決定いたしました。
会長 渡辺喜一	それでは、次に、議案第 55 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め採決を行います。 議案第 55 号「農用地利用集積計画の決定について」の議案は、本宮市長より送付された計画(案)のとおり決定することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 55 号「農用地利用集積計画の決定について」の議案は、本宮市長より送付された計画(案)のとおり決定いたしました。 以上をもちまして、議案はすべて終了しました。
事務局長	本日の日程は、すべて終了いたしました。閉会を会長職務代理者より申し上げます。
会長職務代理者	以上をもちまして、本宮市農業委員会 10 月定例会を閉会いたします。

令和元年 10 月 23 日

(閉会午後 時 分)

本宮市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議長 渡辺 喜一

議席 5 番委員 石橋 廣喜

議席 7 番委員 渡辺 善幸
